

議案第 66 号

北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正
について

北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を次のように
改正する。

平成 22 年 8 月 30 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正す
る条例

北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成 4 年条例第 2
8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「の父」の次に「（当該児童と生計を同じくする者に
限る。）」を加え、同条第 3 項中「であって、」の次に「その児童の」
を加え、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 母が監護しない児童であって、前項各号のいずれかに該当するも
の

第 2 条第 3 項に次の 2 号を加える。

(3) 父が監護しない又は父と生計を同じくしない児童（父がない児童
を除く。）であって、前項各号のいずれかに該当するもの

(4) 父又は母がない児童であって、前項各号（第 2 号を除く。）のい
ずれかに該当するもの

第 3 条第 2 項に次の 2 号を加える。

- (6) 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となるとき又は父及び養育者のいずれもが対象者となるときにおける当該父
- (7) 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが対象者となるときにおける当該養育者

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。